

平成 20 年 6 月 6 日

中野市保育所運営審議会長 様

中野市長 青木 一

平成 20 年度中野市保育料等について（諮問）

中野市保育料等について下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

1. 保育事業

(1) 中野市保育料の額を据え置くものとする。（別表 1）

- ・在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額を、同じ年収であれば同じ保育料となるよう改正し、別表 1 のとおりとする。
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の扱いとするよう改正し、別表 1 のとおりとする。
- ・在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額の特別控除を、適用しない範囲に電子申告を加え、備考 1 のとおりとする。
- ・中野市保育料の多子軽減について、新たに特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用する就学前児童についても算定対象人数に加え、年齢の高い児童から 2 人目以降の保育料を軽減することとし、備考 3 のとおりとする。

(2) 入所利用料（私的契約児）の額を据え置くものとする。（別表 2）

(3) 実施時期 平成 20 年 7 月 1 日

2. 特別保育事業

(1) 長時間保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 3）

(2) 一時的保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 4）

(3) 一時的保育のリフレッシュ保育の実施保育所に、松川保育園、たかやしろ保育園及び永田保育園を追加する。（別表 4）

(4) 実施時期 平成 20 年 10 月 1 日

中野市保育料表

(別表1)

平成20年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
階 層	定 義		3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児
			円	円	円
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
第 2 - 1	第 1 階 層 及 び 第 4 - 1 階 層	前年度分の 母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第 2 - 2	第 2 階 層 以 下 第 7 階 層 を 除 き、前年分の 所得税非課 税世帯	市町村民税 非課税世帯 上記以外の世帯	8,800 (4,400) [0]	5,800 (2,900) [0]	5,800 (2,900) [0]
第 3	前年度分の市町村民税課税世帯		13,300 (6,650) [0]	9,800 (4,900) [0]	9,800 (4,900) [0]
第 4 - 1	前年分の所得税額が 12,000円未満の世帯		19,600 (9,800) [0]	17,100 (8,550) [0]	17,100 (8,550) [0]
第 4 - 2	第 1 階 層 を 除 き、前年分の 所得 税 課 税 世 帯		25,700 (12,850) [0]	21,800 (10,900) [0]	20,300 (10,150) [0]
第 5	" 12,000円以上 40,000円未満の世帯		40,000 (20,000) [0]	26,700 (13,350) [0]	23,800 (11,900) [0]
第 6	" 40,000円以上 103,000円未満の世帯		49,800 (24,900) [0]	29,200 (14,600) [0]	26,200 (13,100) [0]
第 7	" 413,000円未満の世帯		50,200 (25,100) [0]	30,200 (15,100) [0]	26,700 (13,350) [0]
	" 413,000円以上の世帯		50,200 (25,100) [0]	30,200 (15,100) [0]	26,700 (13,350) [0]

同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料[]内の額になります。(備考3で説明)

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
- 3 第2 - 2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 4月から6月については、保育料表の「前年分」を「前々年分」、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児)(月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

長時間保育利用料 (月額)

区 分		金 額		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種
生活保護世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
前年分所得税 非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
前年分所得税 課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)

()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

(別表4)

一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、永田